

社会福祉法人 城山学園

評議員報酬規程

社会福祉法人城山学園
評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人城山学園（以下「法人」という）の評議員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 当法人の評議員は非常勤勤務とする。

(評議員会への出席報酬)

第3条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 実費弁償費は交通費の実費とする。

(評議員の業務報酬)

第4条 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 実費弁償費は交通費の実費とする。

(出張旅費)

第5条 評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

2 旅費は、交通費の実費を支給とする。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(支払方法)

第6条 この報酬等はその都度現金で支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

付則 1 この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬（日額）	実費弁償費
評議員会出席報酬等	5,000円（手取り額とする）	交通費実費

別表 2

名 称	報 酉（日額）	実費弁償額
評議員業務報酬等	5,000円（手取り額とする）	交通費実費

別表 3

名 称	報 酉（日額）	宿泊費及び旅費
報酬及び旅費	5,000円（手取り額とする）	宿泊費 1泊15,000円を限度とする 交通費実費

